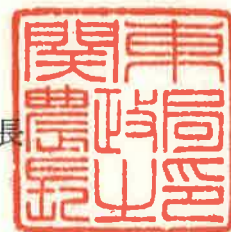




28 関振第 142 号
平成 28 年 4 月 22 日

茨城県知事 殿

関東農政局長



基幹水利施設保全管理対策実施要綱の一部改正について

このことについて、平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2134 号をもって農林水産事務次官より依命通知があったので、御了知の上、本事業の円滑かつ適正な実施に御配慮をお願いします。

227-4



27農振第2134号

平成28年4月1日

関東農政局長 殿

農林水産事務次官

基幹水利施設保全管理対策実施要綱の一部改正について

平成28年度予算が平成28年3月29日に成立したことに伴い、「基幹水利施設保全管理対策実施要綱」（平成23年4月1日付け22農振第2207号農林水産事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知の上、本事業の円滑かつ適正な実施に特段の御配慮をお願いする。

なお、貴局管内の都県知事に対しては、貴職から通知願いたい。

以上、命により通知する。

【別紙】

改 正 後	現 行
<p>第2 対策の内容</p> <p>1 本対策は、次に掲げる調査及び対策の実施を通じて、農業生産基盤の保全管理・整備状況の把握・解析や、ストックマネジメントの取組を推進する上で必要となる体制整備等を図るものとする。</p> <p>(1) 農業基盤情報基礎調査 (2) 施設情報管理・分析対策 (3) 長寿命化施工技術推進対策 [削る。] 2～4 [略] [削る。]</p> <p>第3 対策の実施主体 本対策の実施主体は、<u>国とする。</u></p>	<p>第2 対策の内容</p> <p>1 本対策は、次に掲げる調査及び対策の実施を通じて、農業生産基盤の保全管理・整備状況の把握・解析や、ストックマネジメントの取組を推進する上で必要となる体制整備等を図るものとする。</p> <p>(1) 農業基盤情報基礎調査 (2) 施設情報管理・分析対策 (3) 長寿命化施工技術推進対策 (4) 施設管理技術者育成対策 2～4 [略] 5 <u>施設管理技術者育成対策は、日常管理に携わる施設管理者に対し、ストックマネジメントの取組等に係る技術の習得をさせるため、現地指導等を実施するものである。</u></p> <p>第3 対策の実施主体 本対策の実施主体は、<u>第2の1の(1)から(3)までについては国、第2の1の(4)については、都道府県とする。</u></p>
<p>第5 対策に要する費用 本対策に要する費用は、<u>全額国費負担とする。</u></p> <p>第6 委任 本対策の実施は、この要綱に定めるもののほか、第2の1の(1)の内容にあつては、農林水産省生産局長、経営局長、農村振興局長が別に定めるところによるものとし、第2の1の(2)及び(3)の内容にあつては、農村振興局長が別に定めるところによる。</p>	<p>第5 対策に要する費用 本対策に要する費用は、<u>第2の1の(1)から(3)までについては全額国費負担とし、第2の1の(4)については農村振興局長が別に定めるところにより予算の範囲内で対策の実施主体に助成するものとする。</u></p> <p>第6 委任 本対策の実施は、この要綱に定めるもののほか、第2の1の(1)の内容にあつては、農林水産省生産局長、経営局長、農村振興局長が別に定めるところによるものとし、第2の1の(2)から(4)までの内容にあつては、農村振興局長が別に定めるところによる。</p>

附則

この通知は、平成28年4月1日から施行する。

基幹水利施設保全管理対策実施要綱

平成23年4月1日付け22農振第2207号

最終改正 平成28年4月1日付け27農振第2134号

各 地 方 農 政 局 長
国 土 交 通 省 北 海 道 開 発 局 長
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長
北 海 道 知 事

殿

農林水産事務次官

第1 目的及び趣旨

- 1 良好な営農条件を備えた農地や農業用水等を確保するための農業生産基盤の保全管理・整備は、我が国の農業生産力を支える重要な役割を担うものであることから、これをより効果的・効率的に実施することが求められており、全国の保全管理・整備状況を的確に把握しつつ、整備が当該地域の農業構造に与える影響等を解析して、新たな展開を図るための基礎資料を作成する必要がある。
- 2 また、特に基幹的水利施設については、リスク管理を行いつつ、施設のライフサイクルコストを低減し、施設機能の監視・診断、補修、更新等を機動的かつ確実に行う新しい戦略的な保全管理を推進することが求められているところであり、このためには、①施設管理者による適切な日常管理、②施設の状態に応じた定期的な施設機能診断、③地区全体において最適な工法選定等を行う機能保全計画の策定、④適時適切な対策工事の実施を段階的・継続的に行うストックマネジメントの取組が不可欠である。
- 3 このため、基幹水利施設保全管理対策（以下「本対策」）により、農業生産基盤の保全管理・整備状況を的確な把握・解析を行うとともに、ストックマネジメントの取組の各段階における円滑な推進に必要な技術指針等の整備や体制整備を一体的に行うものである。

第2 対策の内容

- 1 本対策は、次に掲げる調査及び対策の実施を通じて、農業生産基盤の保全管理・整備状況の把握・解析や、ストックマネジメントの取組を推進する上

で必要となる体制整備等を図るものとする。

- (1) 農業基盤情報基礎調査
- (2) 施設情報管理・分析対策
- (3) 長寿命化施工技術推進対策

2 農業基盤情報基礎調査は、農業農村整備事業の進捗に伴う基幹的水利施設や農地の整備状況等を的確に把握するとともに、多様な立地条件に応じた整備計画の策定に資する類型資料を作成するものとする。

3 施設情報管理・分析対策は、基幹的水利施設の劣化状況等を調べる機能診断及び当該機能診断結果に基づき施設の機能を保全するために必要な対策方法を定めた計画（以下、「機能保全計画」という。）の策定に係る技術指針等を整備するとともに、施設の整備履歴や施設諸元等のデータベースの充実・強化を行うものである。

4 長寿命化施工技術推進対策は、基幹的水利施設の補修・更新等に関して、各施設の変状・劣化に適した対策工事を行うために必要となる補修・補強技術に係る各種技術資料の整備等を行うものである。

第3 対策の実施主体

本対策の実施主体は、国とする。

第4 対策の実施手続

本対策の実施手続は、農林水産省生産局長、経営局長及び農村振興局長が別に定めるところにより行うものとする。

第5 対策に要する費用

本対策に要する費用は、全額国費負担とする。

第6 委任

本対策の実施は、この要綱に定めるもののほか、第2の1の(1)の内容にあっては、農林水産省生産局長、経営局長、農村振興局長が別に定めるところによるものとし、第2の1の(2)及び(3)の内容にあっては、農村振興局長が別に定めるところによる。

附則 この通知は、平成23年4月1日から施行する。

附則 この通知は、平成28年4月1日から施行する。